

令和8年度 私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議 共創型広報業務 委託仕様書（案）

本仕様は、私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議（以下、「県民会議」という。）が令和8年度に実施する広報業務委託における必要な事項を定めるものである。なお、**本業務は共創型の取組**であり、本仕様書に記載されていない事項であっても、受託者による提案を踏まえつつ、委託者及び委託者が指定する者との協議により実施内容や方法を適宜調整するものとする。

1 業務名

令和8年度 私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議共創型広報業務

2 業務の目的

本業務は、「県民会議」の活動及び「信州未来共創戦略 ～みんなでつくる 2050 年の NAGANO ～」（以下「共創戦略」という。）について、次のことを目的として実施する。

- ・ 共創戦略の内容や県民会議の活動（全体会、勉強会、プロジェクトチーム等を含む）を県民の暮らしに身近なテーマへと分かりやすく落とし込み、誰もが理解し共感できる形で情報発信を行う。また、本業務で制作・発信するコンテンツを含む関連情報へのアクセスを促進するほか、公式ホームページ「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」（以下、「公式ホームページ」という。）や note 等の閲覧・利用拡大につなげる。これにより、共創戦略が示す 2050 年にありたい姿や現状の危機感、さらにはその実現主体である県民会議の認知度向上を図ること。

なお、「県民会議」については、別添「運営委員による今後の「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」あり方検討レポート」及び「県民会議 REPORT2025」を、また、「共創戦略」については、別添「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO」を必ず参照すること。

【参考】

これまでの取組や制作したコンテンツ等は下記サイトに掲載している。

- ・ 公式ホームページ
<https://www.nagano-action.jp/about/>
- ・ note 「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議（公式）」
https://note.com/watashino_action
- ・ YouTube チャンネル「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」（以下、「YouTube チャンネル」という。）
https://www.youtube.com/channel/UCMV9UNnJWzz0_EFy_R9RDmw

3 広報における課題

県民会議は発足以降、共創戦略を羅針盤として、県民・企業・団体・行政等多様な主体の共創による活動を展開しているが、今後より多くの県民の理解・共感・参加を促進していくためには、次のような広報上の課題がある。

（戦略認知の課題）

- ・ 共創戦略で扱う人口減少や地域の将来像といったテーマは、2030年や2050年を見据えた長期的な課題であり、県民一人ひとりの日常生活との接点が見えにくい。そのため、課題やビジョンを自分事として捉えにくく、共感や関心の醸成につながりにくい。

（活動認知の課題）

- ・ 県民会議では全体会、勉強会、プロジェクトチーム等多様な活動が展開されているが、その内容や成果が十分に認知されているとはいえない。活動の意義や参加者の変化、具体的な成果を分かりやすく発信し、県民会議への関心と参加意欲を高めていく必要がある。
- ・ 「プロジェクトチームへの参加」や「会員登録」等は、関心を持った人にとっても心理的なハードルとなる場合がある。そのため、まずは情報に触れる、共感する、応援する等、気軽に関われる接点を増やし、将来的な参加・行動につなげていく導線づくりが求められる。

（無関心層へ訴求の課題）

- ・ 現在、県民会議に参加している層は、人口減少や地域課題に対する問題意識が比較的高い人が中心となっている。今後は、これまで関心の薄かった層にも情報を届ける工夫をし、県民会議に参加するきっかけを創出していく必要がある。
- ・ 戦略の実現には世代を問わず多様な県民の価値観の転換や行動変容が必要であり、幅広い層への理解促進が求められる。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

（1）県民が気軽に参加できる参加型広報の企画運営

参加型広報は、単なる認知度向上を目的とするものではなく、県民会議及び共創戦略に対する理解や関心の醸成を図るとともに、県民一人ひとりの主体的な行動や実践を促進し、2050年に向けた意識・行動変容につなげることを。特に、県民会議や地域活動との接点が少ない県民に対し、参加の心理的ハードルを下げた内容とすること。

なお、県民会議は、行政、企業、団体、県民等多様な主体が集まり、それぞれがアクションを起こしながら共創による取組を進めることを特徴としていることから、参加型広報においても、県民一人ひとりが主体的に考え、発信し、関わりたくなる仕掛けや導線を設

けること。

ア 企画内容

参加型広報の具体的な実施内容は提案によるものとするが、次の要件を満たすこと。

- ・ 県民会議及び共創戦略の趣旨や活動内容への理解につながる事。
- ・ 幅広い県民が参加しやすい内容である事。
- ・ 年齢や居住地域を問わず参加可能な仕組みを有する事。
- ・ 参加者が自ら考え、意見やアイデア、アクション等を表現できる要素を含む事。
- ・ 参加後に県民会議のホームページ閲覧、イベント参加、会員登録等につながる導線を設ける事。
- ・ 参加者の意見やアイデア、アクション等について、参加者自身が関わりを実感できる仕組みを設ける事。

イ 広報媒体及び情報発信

- ・ 参加型広報の実施に必要な広報媒体（テレビ、新聞、WEB、雑誌、交通広告、屋外広告等）及び情報発信手法については、受託者が提案すること。
- ・ 提案に当たっては、ターゲット層ごとの特性を踏まえ、情報発信媒体、発信時期（ある一定期間に集中的に行う等）、発信頻度、発信内容、期待する到達効果を明らかにすること。
- ・ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・ 広告期間は令和9年3月14日（日）までに終了すること。

ウ 留意事項

- ・ 多くの県民の参加を促すような企画設計及び効果的な周知・広報を工夫し、実施すること。
- ・ 参加者が無理なく実施でき、実際の意識・行動変容につながるよう、参加型広報の期間、参加方法、進捗共有、インセンティブ等について工夫すること。
- ・ インセンティブ等を設定する場合は、当該インセンティブ等に係る経費について、企画提案書における本業務に要する経費及びその内訳に算定方法及び金額を明示すること。

なお、インセンティブ等に係る経費の上限額は、500,000円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）とする。

- ・ 参加型広報で得られた参加者の意見やアイデア、アクション等を県民会議全体会等において共有できるよう、取りまとめの内容、手法について提案すること。
- ・ 広報物は、デザイン担当（個人又は法人）及びそのデザインがイメージできる制作実績のほか、内容、媒体、数量、具体的な配布・掲示先や時期（例えば、ある一定期間に集中掲示する等）等を提案書に記載すること。

- ・参加型広報の実施にあたっては、公式ホームページやYouTubeチャンネルに掲載されている既存のCM動画、取組紹介動画等のコンテンツを積極的に活用すること。活用にあたっては、広報素材としての再編集、SNS向け短尺動画化、参加募集告知への転用等、効果的な活用手法を提案すること。
- ・公式ホームページに新たなコンテンツ等を掲載する場合は、納品形式について、特設サイト運用保守管理業務受託者と事前に調整すること。なお、掲載にかかる費用についても委託料に含むこと。
- ・イベントを開催する場合は、運営に係る業務一式（会場の確保、当日設営、来場者の誘導、会場整理、参加受付、問合せ対応、広報物資料の確認及び事前説明、出演者及び会場との連絡調整、謝金等の支払いを含む各種手配等）を行うこと。また、必要に応じて運営マニュアル（進行台本、会場レイアウト、出演者導線、人員体制、緊急時対応等）の作成、オンライン配信並びにイベント傷害保険への加入を行うこと。
- ・参加型広報の内容・スケジュール等の詳細は企画提案を踏まえ、委託者と協議のうえ決定する。
- ・広報物、プロモーション素材及びコンテンツ等（以下、「広報物等」という。）を制作するにあたっては、県民会議のイメージ（県民会議ロゴ※別紙や公式ホームページを参照）を基本としながら、ターゲットへの訴求を意識したデザインを検討するとともに、デザインのブラッシュアップや新味ある表現方法等についてアイデアがある場合は積極的に提案すること。
- ・広報物等の制作にあたっては、委託者と複数回内容確認、修正等の手続きを行うこと。
- ・広報物等の企画、撮影、編集等、その他制作のために必要となる一切の手続きは受託者が行うこと。
- ・広報物等作成のための取材・情報収集経費や材料費・調査費についても委託料に含むものとする。

（２） 県民会議の活動 PR 業務

県民会議やプロジェクトチームで創出された成果や知見を県民へ広く還元する。

活動内容だけでなく、活動している人や活動に至った背景、活動の過程、参加によって得られた価値を伝えることにより、県民会議への理解を促進する。

また、広報展開と併せて、効果的なプレスリリース等の実施により、パブリシティ獲得の機会を創出し、県民会議の取組の認知度向上を図る。

ア note 記事の作成

受託者は、委託者及び委託者が指定する者が選定するキーパーソンやプロジェクトチーム等取材し、単なる活動紹介に留まらず、共創戦略が掲げるテーマや目指す将来像

との関係性が県民に分かりやすく伝わる内容とすること。

また、取材内容を広く県民へ届けるため、記事コンテンツへの導線となる短尺動画等の SNS 向けコンテンツを制作・発信し、県民会議との接点が少ない層にも情報が届くよう工夫すること。

なお、キーパーソンとは、プロジェクトチーム等の取組（事業）を県内で行っている個人や団体（以下、同じ）である。

- ・ 受託者は、note 記事を作成するインタビュアー、ライター、編集者を委託者と相談の上選任すること。
- ・ 委託者及び委託者が指定する者が選定するキーパーソン等（5 件程度）へ、取材（インタビュー等）を行い、委託者が指定する note アカウントに掲載する記事の原稿をライターが作成し、編集者が原稿の編集・校正を行うこと。
- ・ キーパーソンやプロジェクトチーム等の取組の背景、課題意識、具体的なアクション、成果等を通じて共創戦略との関連性が伝わる内容とすること。
- ・ 記事の作成は、委託者が指定する note アカウントにて、受託者が行うこと。なお、委託者及び委託者が指定する者による確認は、3 回程度行うこととし、確認時は、note 上で作成した記事を word にコピーする等の方法をとること。
- ・ 記事 1 本当当たりの文字数の目安は、2,500～3,000 文字程度とし、それ以上の文字数となる場合は、前後編に分ける等、読者が負担なく読める構成とすること。
- ・ 記事には、内容に適した写真を挿入することとし、必要な写真は、受託者が撮影すること。
- ・ 公開された記事が積極的に閲覧される仕掛けを考え、実施すること。なお、公開日時は、都度、委託者と相談し決定すること。

イ 取材誘致業務（パブリシティ活動）

メディア（テレビ、新聞、雑誌、Web 等）に、県民会議の情報を提供し、県民会議の露出の獲得に努める。取材誘致の目標件数は提案によるものとするが、地上波テレビ番組は 2 件程度を目安とする。

なお、長野県内外のメディアを取材誘致の対象とする。

また、受託者は、委託者が提供する資料等を活用しながら、報道機関の特性や関心に応じた効果的な取材誘致・情報提供を実施すること。

- ・ 取材を誘致する内容
 - （ア）県民会議及び共創戦略の趣旨の理解につながるもの
 - （イ）県民会議の具体的な取組の発信につながるもの
 - （例）全体会、プロジェクトチーム等
- ・ クリッピング、報告書作成等
 - 本業務により、メディア露出が把握できたもの全てについて、クリッピングを行い、報告書とともに、随時、委託者に提出すること。なお、報告書については、媒

体別（テレビ、新聞、雑誌、W e b 等）の取材誘致件数及び広告換算額等の効果を記載すること。

（３） 効果検証調査及び改善提案業務

- ・ 受託者は、本業務で設定した目標値及び実施した施策について、効果検証調査を行うこと。
- ・ 上記の結果を踏まえ、次年度以降のターゲティング及びプロモーション戦略について、具体的な改善案及び示唆を取りまとめること。
- ・ 分析手法、検証項目及び改善提案の内容については、受託者の専門的知見を活かした提案を基本とし、委託者と協議の上決定するものとする。

6 目標値（K P I）の設定

- ・ ５（１）の参加型広報実施による参加者の目標値を設定し、提案書に記載すること。
- ・ ５（２）イの取材誘致業務（パブリシティ活動）による取材誘致の目標件数を設定し、提案書に記載すること。
- ・ その他、本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・ 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

7 打合せ等

受託者は、委託者の求めに応じ、適宜、報告、連絡及び打合せを行うこと。

8 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

9 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、ライティング、撮影、デザイン、広告配信その他専門業務については、委託者の承認を得た上で再委託できる。

10 報告及び検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

11 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要

性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

12 個人情報の保護体制

受託者は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報又は秘密を、みだりに他人に知らせてはならない。また、受託業務を処理するに当たって、個人情報を取扱う際には、「個人情報取扱特記事項」(別紙)を遵守しなければならない。

13 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

14 納入物品

- ・ 業務完了報告書(電子媒体1部)
- ・ 以下の内容を含んだ実績報告書(電子媒体1部)
 - (ア) 本業務にかかる効果検証分析レポート
 - (イ) 本業務の分析結果により、次年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆
- ・ 本業務で制作したコンテンツのほか、広報物のデザイン及び本事業で収集又は制作した画像、動画等(広告クリエイティブを含む。)のデータを記録した電子媒体。なお、他の用途にも活用できるよう、編集可能な元データについても併せて納品すること。
- ・ その他委託者が必要と認めた資料等

15 著作権等

本業務により制作されるコンテンツの著作権は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び2次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

16 その他

- ・ 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守すること。

- ・ 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を委託者に報告すること。また、スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ・ 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。
- ・ 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- ・ 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、委託者と協議の上対応すること

(別紙)

県民会議ロゴ

